

島根県立大学出雲キャンパス障がいのある学生支援会議運営規程

平成28年11月10日
島根県立大学規程第133号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学出雲キャンパスにおける障がいのある学生に対する修学等の支援に関する規程第7条第2項の規定に基づき、島根県立大学出雲キャンパス障がいのある学生支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 支援会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
 - (2) 学部長
 - (3) アドミッション委員会、キャリア委員会、学生生活委員会、教務委員会、保健管理委員会並びに事務室管理課、教務学生課（以下「支援組織」という。）からそれぞれ選出された者
- 2 支援会議に議長を置き、副学長をもって充てる。
 - 3 議長は、支援会議に関する学務を掌理する。
 - 4 支援会議に副議長を置き、学部長をもって充てる。
 - 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(業務)

第3条 支援会議は、次の業務を行うものとする。

- (1) 障がいのある学生の認定及び修学等支援方策の策定
 - (2) 支援組織が所管する事業の連絡・調整に関すること。
 - (3) 障がい者支援に関する教職員の意識啓発に関すること。
 - (4) その他障がい者の受入及び修学等支援方策の実施に関すること。
- 2 障がいのある学生の就学支援を円滑に実施するため、支援会議の下に、障がいのある学生ごとに、支援チームを置く。
 - 3 支援チームに関し必要な事項は、支援会議が別に定める。

(招集)

第4条 支援会議は、議長が前条の事項について審議する必要があると認めるときに招集する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を支援会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第6条 支援会議の事務は、教務学生課において処理する。

附 則

この規程は、平成28年11月10日から施行する。